

## 1. 緑の基本計画とは

■都市緑地法第4条で「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村が緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を示す緑とオープンスペースの総合的な計画です。

## 2. 策定の目的

- 平成13年3月の「輪島市緑の基本計画」(旧計画)の策定から約20年間が経過し、その間に緑を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 本市は令和4年5月に内閣府のSDGs未来都市に選定され、令和4年6月には令和32年までに市内全体における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。
- 上位・関連計画や本市の方針との整合を図るとともに、連携を強化した計画として「輪島市緑の基本計画」(新計画)の策定を行うものです。

## 3. 計画の位置づけと目標年次

### 【計画の位置づけ】

■「第2次輪島市総合計画」、「輪島市都市計画マスタープラン」等と整合・連携を図るとともに、市民の意見等を反映しながら策定します。

### 【目標年次】

■本計画の目標年次は、概ね20年後の令和22年とします。

## 4. 基本理念と基本方針

### 【基本理念】

市民とつくる 快適で持続可能な  
緑の“あい”のあるまち 輪島

### 【基本方針】

#### 【3つのキーワード】

緑のある快適で  
安全、安心な住み良い  
生活環境の形成

緑のある  
伝統、ふるさとの保全

緑と人、人と人の  
出会い・交流の場の形成

#### 【基本方針】

都市の基盤となる緑をつくる

都市の骨格となる緑を守る

風土の緑を守る

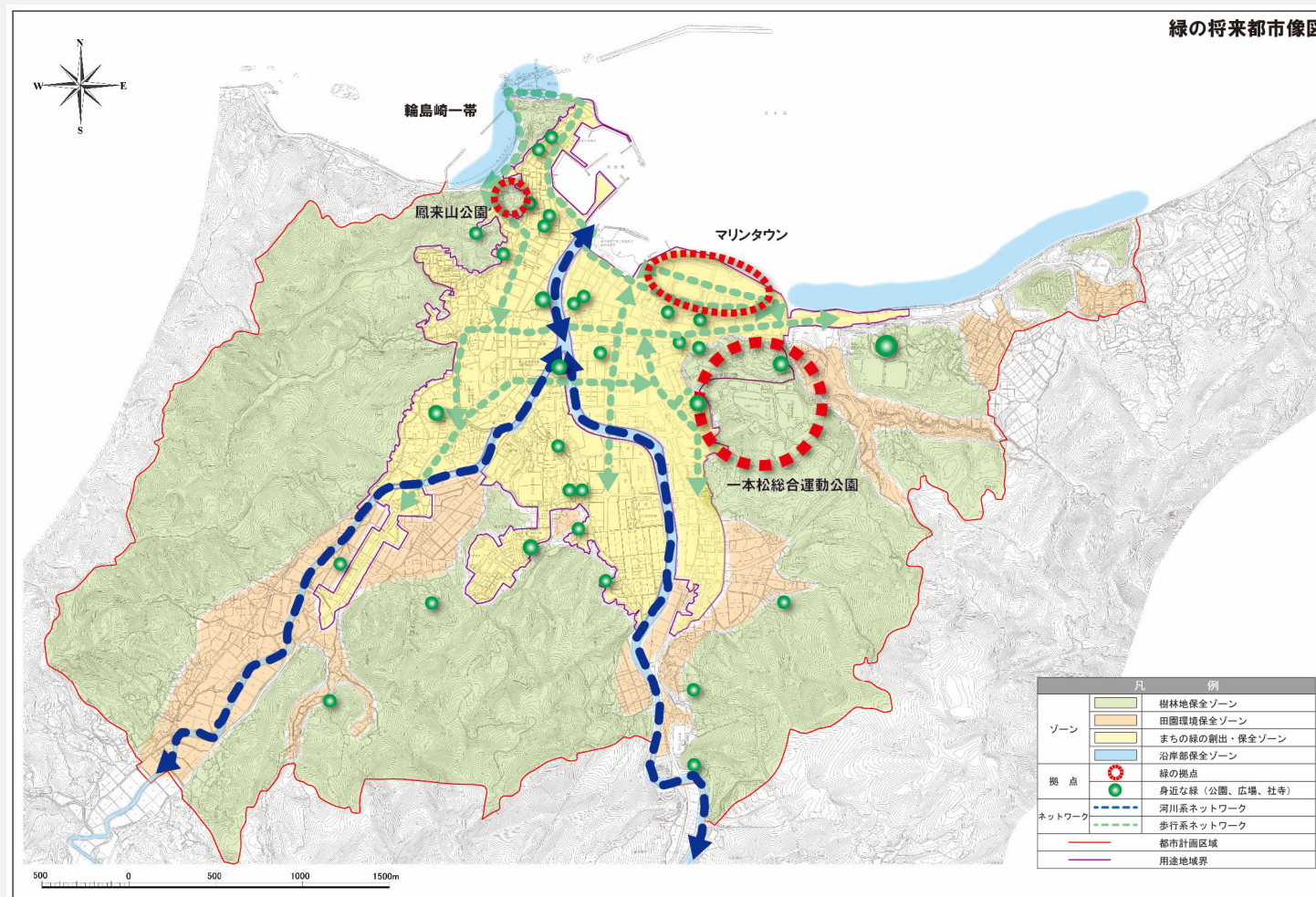
郷土景観を受け継ぐ緑を守る

緑の交流拠点をつくる

市民と緑を育てる

## 5. 緑の将来都市像

■緑の将来都市像として、緑の「ゾーン」、「拠点」、「ネットワーク」を設定します。



## 6. 計画の目標

■緑に関する目標は以下のとおり設定します。

### ①都市計画区域面積当たり緑地割合

項目	現況 (R2)	目標年次 (R22)
都市計画区域面積当たり緑地割合	69.4% (緑地面積: 954.8ha)	69.4% (緑地面積: 954.8ha)

### ②1人当たりの都市公園面積

項目	現況 (R2)	目標年次 (R22)
都市計画区域人口 1人当たり都市公園面積 (㎡/人)	10.2	10.2

7. 配置方針

■基本方針に沿った系統別の緑地の配置方針を以下のとおり設定します。

基本方針	環境保全	レクリエーション	防災	景観
都市の基盤となる緑をつくる	○公園緑地の整備拡充 ○公園緑地の保全 ○沿道、沿川の緑地のネットワーク整備 ○市街地に点在する田園の計画的な利活用	○住区基幹公園の整備拡充 ○ウォークアブルシティや河原田川、鳳至川沿いの歩道整備と中継点(ポケットパークなど)の整備	○避難路や延焼遮断帯となる道路や河川沿いの緑化 ○避難地となる大規模な公園緑地の配置 ○小・中学校、高等学校、病院の防災機能の充実	○都市施設(道の駅輪島「ふらっと訪夢」、駐車場など)の緑化 ○幹線道路等の緑化 ○まちの美観向上に資する緑地の配置 ○市街地での計画的な緑化の配置
都市の骨格となる緑を守る	○段丘や丘陵の二次林の維持管理、自然林の保護 ○河川沿いの計画的な土地利用による一定の田園環境の保全 ○生物の生息する水辺環境の整備 ○森林整備にあわせてゼロカーボンシティの推進	○丘陵の樹林地や市街地周辺の良好な田園など自然と触れ合える環境の保全	○災害の恐れのある区域として指定された丘陵地や段丘斜面の樹林地の保全 ○保水・浸透機能や延焼遮断効果を有する田園、段丘や丘陵地の樹林地の保全、グリーンインフラを活用した浸水対策の強化	○段丘や丘陵の二次林の維持管理、自然林の保護 ○河川沿いの計画的な土地利用による一定の田園環境の保全 ○河川沿いの緑化 ○ランドマーク・眺望点となる緑地の保全
風土の緑を守る	○史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地、輪島崎一帯の保全	○輪島崎一帯の自然環境の保全	○市街地での火災の被害を軽減する社寺境内の樹林地の保全	○輪島崎一帯の景勝地の保全 ○社寺境内の樹林地、史跡と一体となった緑地の保全
郷土景観を受け継ぐ緑を守る	—	—	—	○緑豊かな田園景観の保全 ○丘陵地や田園と集落の一体的となった景観の保全
緑の交流拠点をつくる	○市街地での緑地のネットワーク化のため、公有地、民有地での緑化	○拠点となる公園緑地(一本松総合運動公園、マリントウン、輪島崎一帯など)の施設の適切な維持管理	○小・中学校、高等学校敷地等公共用地での緑化	○民有地での接道部での緑化 ○企業や工場敷地での緑化
市民と緑を育てる	—	○町内の交流の場となる広場の整備	○民有地の緑化	○住民の意識向上などによる民有地の緑化促進 ○輪島景観重点地区における緑化

8. 緑地の保全及び緑化推進に係る施策の体系

■緑の将来像及び基本方針を踏まえた、緑地の保全及び緑化推進に係る施策の体系を以下のとおり設定します。

